

戸籍に関する届出

申請先：牟岐町住民福祉課 でんわ0884 - 72 - 3415

戸籍は、夫婦・親子など個人の身分関係を証明するもので、夫婦・親子単位でつくられています。戸籍のあるところを本籍地といいます。戸籍の記載は届出によります。

届出の種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	誕生日から14日以内	父母の本籍地または住所地、所在地、あるいは出生地の市町村	父または母、同居者、出産に立ち会った医師、看護師等その他の立会者の順	届書1通 (出生証明書) 母子健康手帳 届出人の印鑑
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	死亡者の本籍地、死亡地、または届出人の住所地、所在地の市町村	親族、同居者、家主、地主、家屋または所在地の管理人の順	届書1通 (死亡診断書) 届出人の印鑑
婚姻届	届出によって効力を生じるので届出期間はありません	夫か妻の本籍地、住所地、あるいは所在地の市町村	夫、妻 (成年者の証人2人)	届書1通 本籍が届出地がないときはその人の戸籍謄本を1通 それぞれの印鑑 (一方は旧姓の印鑑) 未成年の場合は 父母の同意書 本人確認のため 免許証など顔写真が貼付けされている官公署発行の身分証明書
離婚届 (協議離婚)	届出によって効力を生じるので届出期間はありません	夫か妻の本籍地または住所地、あるいは住所地の市町村	夫、妻	届書1通 現在の戸籍謄本1通(届出地に本籍があるときは不要) それぞれの印鑑 本人確認のため 免許証など顔写真が貼付けされている官公署発行の身分証明書

届出の種類	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
離婚の際に称していた氏を称する届け（戸籍法77条の2の届）	離婚届と同時または離婚の日から3ヶ月以内	本籍地または住所地、あるいは所在地の市町村	離婚により婚姻前の氏に復した人	届書1通 離婚後に届け出るときは現在の戸籍謄本を1通（届出地に本籍があるときは不要） 届出人の印鑑
転籍届	届け出た日に効力を生じる	本籍地、転籍地または届出人の住所地あるいは所在地の市町村	筆頭者と配偶者	届書1通 戸籍謄本1通（他の市町村に転籍あるいは分籍する場合に必要） 届出人の印鑑
分籍届	届け出た日に効力を生じる	本籍地、分籍地または届出人の住所地あるいは所在地の市町村	分籍者（成年者であること）	届書1通 戸籍謄本1通（他の市町村に転籍あるいは分籍する場合に必要） 届出人の印鑑

戸籍関係の届出は、このほかに認知届、養子縁組届、用紙離縁届などがあります。国民健康保険、国民年金に加入している方は、別途手続きが必要なことがあります。保険証・年金手帳等をご持参ください。